

会 議 録

会議の名称	令和5年2月定例教育委員会		
開催日時	令和5年2月20日 13時32分開会 14時16分開会		
開催場所	つくば市役所本庁舎4階 会議室401		
事務局	教育局教育総務課		
出席者	委員	教育長 森田 充 委員 倉田 廣之 委員 柳瀬 敬 委員 和泉 なおこ 委員 成島 美穂	
	委員以外の出席者	教育局長 吉沼 正美 教育局次長 飯泉 法男 教育局次長 久保田 靖彦 学校教育審議監 根本 智 教育総務課長 笹本 昌伸 学務課長 下田 裕久 教育施設課長 鈴木 聡 健康教育課長 柳町 優子 学び推進課長 岡田 太郎 特別支援教育推進室長 中島 澄枝 総合教育研究所長 山田 聡 教育相談センター所長 久松 和則 生涯学習推進課長 澤頭 由紀子 文化財課長 石橋 充 中央図書館長 柴原 徹 中央図書館副館長 沼尻 祐一 教育局企画監 山岡 めぐみ	
公開・非公開	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	1人
会議次第及び議事	1 開会 2 議事録承認 3 教育長の報告		

	<p>4 案件</p> <p>(1) 議案第 7 号 つくば市学校歯科医の退職について (非公開)</p> <p>(2) 議案第 8 号 つくば市学校医の委嘱について (非公開)</p> <p>(3) 議案第 9 号 つくば市学校歯科医の委嘱について (非公開)</p> <p>(4) 議案第 10 号 つくば市学校薬剤師の委嘱について (非公開)</p> <p>(5) 議案第 11 号 つくば市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について (公開)</p> <p>(6) 議案第 12 号 つくば市コミュニティ・スクール協議会に関する規則について (公開)</p> <p>(7) 議案第 13 号 教育に関する事務に係る議案に対する意見について (非公開)</p> <p>(8) 議案第 14 号 つくば市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について (非公開)</p> <p>(9) 議案第 15 号 つくば市いじめ問題専門委員会の組織について (非公開)</p> <p>(10) 報告第 5 号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について (つくば市教育委員会職員の分限処分) (非公開)</p> <p>(11) 報告第 6 号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について (つくば市教育委員会職員の分限処分) (非公開)</p> <p>(12) 報告第 7 号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について (教育財産の取得の申出) (公開)</p> <p>5 閉会</p>
--	---

◎会議の概要

1 開会	
森田教育長	<p>つくば市教育委員会会議、令和 5 年 2 月の定例会を開催いたします。</p> <p>本日もお忙しいところご出席ありがとうございます。</p> <p>本日も皆様のご協力によりましてスムーズに進めたいと思います。</p>
2 議事録の承認	
森田教育長	<p>議事録の承認について、令和 5 年 1 月の定例会議事録を委員の皆様には事前に確認いただいております。その後修正がないようでしたら、議事録を承認することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>

委員一同	はい。
森田教育長	それでは署名人を今回は成島委員にお願いします。よろしくお願いいたします。
3 教育長の報告	
森田教育長	<p>皆様にも報告しておりますように、2月になってからは感染者の報告がかなり減ってきている状況です。中学校では、1月から2月にかけてスキー宿泊学習を行うところが多かったのですが、ほとんどの学校がコロナの影響を受けず、実施することができました。一部延期になった学校もあるということですが、今後実施できるだろうと思っています。4月にはすぐ9年生の修学旅行がありますが、このまま進められることを期待しています。また、皆様ご存知のように、先日国からマスク着用に関する通知が出されて、卒業式等におけるマスク着用の要請は原則しないということになりました。国歌斉唱等、大きな声を出すというような場合には、マスク着用の制限がありますが、3年ぶりにお互いの顔を見ながらの形式で卒業式や継志式を開催することができると思っています。感動的な式になることを期待しています。</p> <p>さらに4月1日からはマスク着用が不要な生活が学校に戻ってくるようになっていきます。3年間、本当に対面の活動が制限されてきましたが、今後は体験的な活動を積極的に取り入れて、3年間で得られたオンラインの良さも組み合わせながら、子供たちが幸せを実感できるような教育を推進していければと考えています。皆様には今後ともご支援のほどよろしくお願いいたしますと思います。</p> <p>それでは、案件に入りたいと思います。本日の案件はたくさんありますが、議案が第7号から第15号までの9件、報告が第5号から第7号までの3件となっています。まず進め方ですが、非公開案件をいつものように先に審議して、後に公開案件を審議することにしたいと思います。そうしますと、議案の第7号から第10号、第14号、そして報告の第5号及び第6号、これが人事案件になります。それから、議案の第13号、これが議会の案件です。そして、議案の第15号が個人情報を含む案件になりますので、以上を非公開としたいと思います。ですので、公開が議案の第11号、第12号、報告の第7号になると思いますが、委員の皆様これで進めてよろしいでしょうか。</p>

委員一同	はい。
森田教育長	ではそのように進めさせていただきます。それでは、非公開の案件から進めてまいります。傍聴人の方は一度退席をお願いいたします。それでは早速議案の方に入りたいと思います。
(1) 議案第 7 号	つくば市学校歯科医の退職について（非公開）
(2) 議案第 8 号	つくば市学校医の委嘱について（非公開）
(3) 議案第 9 号	つくば市学校歯科医の委嘱について（非公開）
(4) 議案第 10 号	つくば市学校薬剤師の委嘱について（非公開）
森田教育長	議案の第 7 号から第 10 号まで、これは関連がありますので、一括して健康教育課から説明をお願いします。
柳町健康教育課長	（議案に対する説明）
森田教育長	ただいまの説明に関しまして質問や確認事項がございましたら、お願いしたいと思います。
	（議案に対する質疑応答）
森田教育長	よろしいでしょうか。では承認することにご異議はございませんか。
委員一同	はい。
森田教育長	異議なしと認めて承認とさせていただきます。
(7) 議案第 13 号	教育に関する事務に係る議案に対する意見について（非公開）
森田教育長	続きまして、議案の第 13 号、学び推進課、お願いします。
岡田学び推進課長	（議案に対する説明）
森田教育長	ただいまの説明に質問や確認事項がありましたらお願いします。成島委員お願いします。

	(議案に対する質疑応答)
森田教育長	よろしいですか。では、承認することにご異議はございませんか。
委員一同	はい。
森田教育長	では承認したものとさせていただきます。
(8)議案第 14 号 つくば市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について (非公開)	
森田教育長	次に議案の第 14 号、学び推進課、お願いします。
久松教育相談センター所長	(議案に対する説明)
森田教育長	質問や確認事項がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。では承認することとしてよろしいでしょうか。
委員一同	はい。
森田教育長	では承認をしたものとさせていただきます。
(9)議案第 15 号 つくば市いじめ問題専門委員会の組織について (非公開)	
森田教育長	次に議案の第 15 号、学び推進課、お願いします。
久松教育相談センター所長	(議案に対する説明)
森田教育長	何か質問や確認事項がありましたらお願いしたいと思います。
	(議案に対する質疑応答)
森田教育長	他はいかがでしょうか。では承認することとしてよろしいでしょうか。
委員一同	はい。

森田教育長	では承認とさせていただきます。
(10)報告第5号	臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（つくば市教育委員会職員の分限処分）（非公開）
(11)報告第6号	臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（つくば市教育委員会職員の分限処分）（非公開）
森田教育長	続きまして、報告案件になります。報告の第5号と第6号、これも関連がありますので、一括で教育総務課から説明をお願いします。
笹本教育総務課長	（議案に対する説明）
森田教育長	ただいまの説明に関しまして質問や確認事項がありましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。
委員一同	はい。
森田教育長	では報告の通りとさせていただきます。以上で非公開の案件は終了いたしました。
(5)議案第11号	つくば市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について（公開）
森田教育長	続いて公開の案件を審議しますので、傍聴人がいましたら入室してください。それでは再開いたします。議案の第11号、教育総務課、説明をお願いします。
笹本教育総務課長	議案第11号つくば市教育委員会公印規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。市長部局の方では令和2年2月からすでに電子決裁における公印照合と電子公印、印影の印刷が導入されております。今回、教育委員会においてもこれを導入し、手続きの簡素化等を図るため、関連する規則の改正を行うものです。これに伴うものとして、まず第9条、これまで文書による照合のみであったところを、文書または電子により照合を行うものとする。また、第12条、こちらは新たに作りまして、文書管理システム上で電子公印による印影の印刷ができるよう改正するものです。その他の改正につきましては、市長部局における

	つくば市公印規則に倣いまして、必要な修正等を行ったものです。どうぞよろしくお願ひいたします。
森田教育長	ただいまの説明に質問や確認事項がありましたら、お願ひしたいと思ひます。はい、和泉委員どうぞ。
和泉委員	すごく基本的な質問なのですが、電子公印とは一体どのようなものなのかを教えていただけますか。
笹本教育総務課長	基本的には、システム上で決裁とともに出力できるような電子上での公印といったものです。よく住民票などの証明書に自動的に公印が押されていると思うのですが、通常の私たちの起案文書上でも、そのような押印が可能になるものを想定しています。
森田教育長	電子印影があつて、承認した段階で文書にそれが押されるようなものです。
和泉委員	利便性が高まるものなのですかね。
笹本教育総務課長	教育委員会の場合は今でも朱肉で直接押すような文書の方が多いので、実際の使用の頻度はなかなか想像できない部分はある、電子公印で代えることができるかについては今後検討していくところですが、全庁的にそのような方向で進めており、教育局でも電子公印が可能な仕組みを作るといふものです。
和泉委員	わかりました。ありがとうございます。
森田教育長	はい、柳瀬委員どうぞ。
柳瀬委員	それには特別なセキュリティがあるのでしょうか。
笹本教育総務課長	システムの運用については、市長部局の総務部総務課で行っており、改めて確認させていただければと思ひます。

森田教育長	承認しない限りは押せないもので、最後の決裁者が承認した段階で押されるため、勝手には押せない仕組みになっています。 他にはありますでしょうか。無いようでしたら、承認することとしたいと思いますがご異議はございませんか。
委員一同	はい。
森田教育長	では承認するものとさせていただきます。
(6)議案第 12 号 つくば市コミュニティ・スクール協議会に関する規則について (公開)	
森田教育長	次に議案第 12 号、これについても教育総務課、お願いいたします。
笹本教育総務課長	議案第 12 号つくば市コミュニティ・スクール協議会に関する規則について、ご説明いたします。本規則につきましては、令和 5 年度からスタートするつくば市の学校運営協議会制度に関し、必要な事項を定めるものです。まず第 2 条、つくば市では、学園及び義務教育学校を単位に学校運営協議会を置き、名称をコミュニティ・スクール協議会とすること。第 3 条、こちらは協議会の所掌事務について規定しております。第 4 条から第 6 条では、協議会の組織及び委員の任期等に関すること。第 7 条では、協議会の会議に関すること。第 8 条では部会の設置等に関すること。第 9 条では委員の責務に関すること、など全 13 条で構成しています。最後のページの別表、ここでは令和 5 年度導入予定の吾妻学園のみとなっておりますが、この別表は今後導入に合わせて改正していくこととなっております。以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。
森田教育長	協議会としては、1 年目は吾妻学園だけということですね。何か質問や確認事項がありましたらお願いします。はい、和泉委員お願いします。
和泉委員	他 8 学園はどのような位置付けになり、また、運営されていくのでしょうか。

森田教育長	生涯学習推進課長、お願いします。
澤頭生涯学習推進課長	来年度、8学園につきましては導入段階の二段階目になりまして、推進会議を開催するという段階です。協議会の一步手前というイメージになります。
和泉委員	ということは再来年度から協議会に加わっていくという流れですね。わかりました、ありがとうございます。
森田教育長	他にはありますでしょうか。はい、柳瀬委員どうぞ。
柳瀬委員	任期については、以前に教育委員会で少し議論があったと思います。任期が年度末で切れてしまうと、新しい年度の際に、最初は協議会の委員がいなくなると。補欠の場合は前任者の残任期間とするということですが。それをそのままでもよろしいのでしょうか。継続性という意味で、委員がない期間がどうしてもできてしまうということについてです。
森田教育長	はい、生涯学習推進課長。
澤頭生涯学習推進課長	委員の任期は1年間で考えております。といたしますのも、児童生徒が1年ごとに入れ替わって、入学と卒業を繰り返しますので、やはり1年単位で考えさせていただきたいと思っております。
柳瀬委員	1年単位で、年度の末日に任期が切れて、新しい年度にまた任命されるまで、その間は委員がいなくなるということでもよろしいでしょうか。
澤頭生涯学習推進課長	はい。
森田教育長	3月31日に任期が切れて、4月1日にすぐに任命できるような準備体制は整えていくということですかね。どうなのでしょう。
澤頭生涯学習推進課長	委嘱状の交付等は4月の末日になるかと思うのですが、お願いの段階では、4月1日から運営に関わっていただけるような体制を準備してい

	きたいと考えております。
柳瀬委員	そうすると年度末までではなくて、次の委員が決まるまでにした方がいいと思います。空白ができることが問題かと思います。新しく委員が任命されるまでは、前任者が委員になっていても何ら問題ないのではないかと。不都合があるのであれば仕方ないですが。
成島委員	P T Aなどもそうですね。承認を得て、年度の途中で切り替えます。
柳瀬委員	変わるまでは前任者がやるということですね。
倉田委員	後任者を決定しておかないといけないですね。
柳瀬委員	もし空白期間にコミュニティ・スクールの事案が出た場合には、決定できないとなってしまう可能性が否定できないと思います。
森田教育長	年度末までにするのであれば4月1日に任命しなくてはいけないし、4月1日に任命できないのであれば任命の前日までという記述にした方が良いということですね。そこは検討しましょうか。他にはいかがでしょうか。はい、和泉委員、お願いします。
和泉委員	第6条第2項、会長及び副会長ですが、人数はそれぞれの学園で決められるのか、それとも一律に決まっているのかを教えてください。
森田教育長	生涯学習推進課長、お願いします。
澤頭生涯学習推進課長	人数は特に決めておりませんが、今のところ会長1名と副会長1名で、吾妻学園においては進めております。
森田教育長	書いてないということは絶対ではないということですね。他にはいかがでしょうか。はい、成島委員、お願いします。

成島委員	規則には関係ないかもしれませんが、任命や委員を集めるのは校長ではないのですね。地域の人などに声掛けをして、まずは立候補者を募るような形になるのでしょうか。
森田教育長	決めるまでの流れについてですね。
成島委員	はい。新しい人をどのようにして任命していくのかがやはり一番気になるところです。
森田教育長	生涯学習推進課長、お願いします。
澤頭生涯学習推進課長	第4条の、学園等の通学区域内に居住する住民や保護者の皆様と記載している部分かと思うのですが、学園・学校長の推薦のもとで教育委員会が任命するという形式をとる予定になっておりますので、闇雲にこの人というものではなく、あくまでも学校長の推薦を得て、教育委員会が任命する形をとるように考えております。
森田教育長	校長が声をかけたり、お互いに声をかけたりというような形かと思えます。
成島委員	学校評議員の時とあまり変わらないということでしょうか。
森田教育長	そのような形かと思えます。
成島委員	そうすると、新しい校長先生が4月から来て、地域のことをよく知らないのにいきなりやることになってしまうように思います。
森田教育長	その場合は前の校長先生が事前に声をかけておいて、大体決めておくような形ですかね。他はいかがですか。よろしいですか。はい、和泉委員お願いします。
和泉委員	吾妻学園のコーディネーターはもう任命されていましてでしょうか。

澤頭生涯学習推進課長	任命はまだです。
和泉委員	なるほど。今日は皆様に、全国教育委員会の研修会でコミュニティ・スクールの分科会に参加したので、その報告をしようと思っていましたが、それは次回にします。その中で、やはりコーディネーターの役割が非常に大きいということがすごくよくわかりました。ですので、人選もそうですし、今までのやり方で学校長が何となく任命するのであればあまり学校評議委員会と変わらないということで、コーディネーターの人選もどのように関わるのかが非常に気になるところです。私自身その点がよく見えないと思いました。
森田教育長	はい。どうぞ。
澤頭生涯学習推進課長	和泉委員がおっしゃいますように、この地域コーディネーターというのはコミュニティ・スクールを運営していく上では非常に重要な役割を担っていただく方々だと考えております。この協議会の規則とは別に、地域学校協働活動推進員設置要項というものを考えておりまして、こちらで具体的な中身を定めたいと考えております。考え方につきましては、これも学校の選任を受けまして、教育委員会が委嘱するという形をとる予定で準備を進めております。
森田教育長	1年前の推進委員会を開きながら、その中でしっかりやってくれそうな方が、だんだんと皆さんの目に留まっていくような感じでしょうか。
和泉委員	では合議的に互選で決まっていくようなものでしょうか。
森田教育長	はっきり互選とまではいかないですが、あの人がいいのではないかと いう感じも受けながら、校長がぜひお願いしますというような、具体的にはそのような流れになるのかなと思います。校長だけの何となくの判断では少し難しいかと思えます。他はいかがですか。
柳瀬委員	やりながら修正するしかない。そういうことですね。

森田教育長	そうですね、そこは大事なことですよね。まず初めてのことでですから、これでやっていくというのもありかと思います。
柳瀬委員	会長と副会長は委員の互選により定めると書いてありますが、会長を決めるだけでもやはり難しい。会長を決めるだけでも大変なことになる。
成島委員	地域によっては有力者がいらっしゃることもあるので、そこはどうなるのかと思いますね。
柳瀬委員	そういう方が入ったら入ったで、入らなかったら入らなかったで良いのではないかと思います。
成島委員	そうですね、いろいろあるかと思うので。
和泉委員	長期的な視野を持って取り組むことの重要性を研修で痛感しました。ですので、まずはこの8学園は推進会議で始動して、来年度、再来年度からという流れが非常に良いと思いました。実際に委員にはならなくても、地域の人に周知してもらうこと、理解してもらうこと、プラス教職員全員の理解がすごく大事だと思います。そうでないと、たちまち上から降りてきた形だけの組織で終わってしまうというのが研修で見たので、この1年間の取り組みが大事かと思います。
森田教育長	その辺りは吾妻学園を実際に進めて、このように進めるといいというのが大分見えてきているのではないかとはいえますね。吾妻学園がすごく良い流れを作ってくれたので。
柳瀬委員	協議会での具体的な話し合いの内容等は、公開されるのでしょうか。あるいは教育委員会には報告があるのでしょうか。
森田教育長	生涯学習推進課長。

澤頭生涯学習推進課長	今年度吾妻学園における推進会議はすべて公開していて、会議録もホームページで公開されています。
森田教育長	はい、柳瀬委員。
柳瀬委員	何か中でいろいろ問題が生じた場合に、教育委員会に任命責任があるわけですね。うまくいっている時はいいのですが、何か問題が生じたときに、情報がこちらへ適切に共有される体制ができていれば良いと思います。そこで校長先生が新たな問題を抱え込まないような、何でも相談できる体制が必要かと思います。
森田教育長	はい、生涯学習推進課長。
澤頭生涯学習推進課長	推進会議を進めていくことと並行しまして、研修会や説明会を行っておりますので、その中で意見交換や情報提供を行うなどして、その都度心配事や悩み、相談事を受け付ける体制をとらせていただいております。
森田教育長	では承認することとしてよろしいでしょうか。
委員一同	はい。
森田教育長	では承認するものとさせていただきます。
(12) 報告第7号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（教育財産の取得の申出）（公開）	
森田教育長	次に報告の第7号、文化財課、お願いします。
石橋文化財課長	まず、報告第7号につきまして訂正がございます。報告文の冒頭に、つくば市教育委員会の権限に属する事務の委任及び代理に関する規則第2条第3項とありますが、第3条第2項が正しいです。申し訳ありませんでした。報告第7号につきましては、国指定史跡小田城跡公有化事業に伴う用地取得において必要な、教育財産の取得に際しての教育委員会から市長への申し出について、規則第3条第1項の規定により教育長が

	<p>代理したことを、同規則第3条第2項により報告するものです。取得予定地は計画的な公有化の対象地である、史跡南部の市街化調整区域一筆地となります。地番はつくば市小田 2628 番 2 で、面積が 772.51 平方メートル、取得予定額が約 550 万円です。個人である所有者との契約内容の承認に時間を要し、国庫補助事業として年度内に執行する時間的余裕がなくなったことから、代理したものとなります。以上となります。</p>
森田教育長	<p>では質問や確認事項ありましたらお願いしたいと思います。はい、柳瀬委員。</p>
柳瀬委員	<p>かなりの面積が公有化されるということですが、もし今後残った部分で反対、手放さないという方が出てきた場合には、どうなるのでしょうか。措置できる方策はあるのですか。</p>
森田教育長	<p>はい、文化財課長。</p>
石橋文化財課長	<p>史跡の南半分については、計画的な保存活用ということで積極的に公有化する土地と考えていますが、実際にまだ家があって住んでいる方もいらっしゃいますし、無理やりにそこを移転していただいて、土地を入手することは考えていません。今の本丸跡を中心とした史跡の活用を続けながら、将来的な保存と活用に向けての用地と考えていますので、すぐに反対だからいないということでも、反対で売ってくれないが何とか取得しようということでもないです。今回は以前の公有化の時には、まだ畑を続けたいという希望があったために残っていた土地で、それが年齢を重ねて後継者もいらっしゃらないため売りたいということで、先方から申し出があった土地になります。以上です。</p>
森田教育長	<p>はい、柳瀬委員。</p>
柳瀬委員	<p>ということは公有化する必要はないのではないかという話も出てきませんか。本当に必要なところだけを公有化して、あとは私有地のままでも何ら問題はないということになりませんか。</p>

森田教育長	はい、文化財課長。
石橋文化財課長	史跡南半分に関しては、現在も整備をしている中心の部分が主体的に整備をしていくゾーン。その周辺が遺構保全をしながら、地形の簡易整備を検討していくゾーン。北側の市街地については、公有地がまとまったところに、ポケットパークなどを設置して活用していくゾーン。そのような位置付けにしています。地形の保全というのが公有化の第一の目的になってきます。特に南半分の城の地形がよく残っている場所は草を刈っただけでも見学のポイントになりますので、公有化して、そのような活用をしていくということです。以上です。
柳瀬委員	了解しました。地形の保全ということを含めると、必要であるということですね。
森田教育長	他はいかがですか。よろしいでしょうか。
委員一同	はい。
森田教育長	では無いようですので、承認することとさせていただきます。
5 閉会	
森田教育長	以上で案件はすべて終了しましたが、和泉委員、もし報告するとしたら何分ほど必要ですか、それとも次回の方がいいですか。
和泉委員	はい、次回でお願いします。ありがとうございます。
森田教育長	わかりました。他に何かここで提案したいことや、次回までに確認したいこと等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。
委員一同	はい。
森田教育長	では以上をもちまして、令和5年2月の定例会を終了させていただきます。お忙しい中どうもありがとうございました。

◎会議録の調製

調製年月日	令和5年(2023年) 3月31日
調製者	吉沼 正美